

福岡県保険医新聞

発行所 福岡県保険医協会
発行人 林 裕章
〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-2-3 8F
電話 092-451-9025 毎月1回5日発行
年間購読料 3,600円
郵便振替 01750-5-15083

12月号

福岡県保険医協会

検索

オン資トラブル頻発 マスコミに訴える

10月31日、協会はマイナ保険証によるトラブル事例アンケートで浮かび上がった問題点について、福岡県歯科保険医協会と合同で、マスコミ各社と懇談を行った。

懇談では、両協会が会員に行ったアンケート調査「オンライン資格確認のトラブル実態調査第4弾」の結果や厚労省が提示している資料などをもとに、患者と医療機関との間で今もなお起きている混乱や、紙の保険証がなくなった場合に懸念される問題点等について理解を求めた(アンケート調査の詳細は本紙908号に掲載済み)。

冒頭では、林裕章会長からアンケート調査について報告を行った。まず、何らかのトラブルがあったと回答した医療機関は74.2%と依然として多く、



懇談会の模様

トラブル内容として「氏名や住所などが『●(黒丸)』で表示される」、「カードリーダーの接続不良・認証エラー」、「資格情報が無効」が上位を占め、厚労省のいう利便性やメリットが疑問視される結果となっていることを報告。その他にも、少数ではあるものの「負担割合の齟齬」や「他人の情報が紐づけられていた」等の声もあり、医療機関に非がないにもかかわらずレセプトが返戻されないか不安を抱えていることを訴えた。アンケートで得られた医療機関からの具体的な事例として「保険証があるのに資格確認で無効と出た」、「保険証を切替えたらずに反映されると思っている患者さんが多く、無効のメッセージでトラブルになった(保険証の切替えが即時反映されないことにより患者が混乱)」等、現場の苦労や受付業務の負担が増加している状況も紹介した。

また、実際にトラブルが起こったときの対処方法では、「その日に持ち合わせていた健康保険証で資格確認」が約8割と圧倒的に多いことに触れ、トラブル対処には現行の保険証の活用なしには乗

り切れないことを訴えた。マイナ保険証が無効でその他の確認書類もなかったため、患者に10割負担請求をした経験がある医療機関も

1割程度存在し、さらに「マイナ保険証はあったが、救急



NHK・KBC・RKB等で報道

搬送患者のため本人確認ができなかった」事例も報告された。救急の現場ではマイナ保険証を持っていても資格確認が困難であることが露呈した結果となった。

アンケートに回答した9割の医療機関が、保険証廃止の延期、保険証を残すべきと回答しており、林会長は「オンライン資格確認のトラブルが解消されないまま保険証を廃止することは現場の混乱を招くとの声が多く上がっている。トラブルを避けるには現行の保険証を残すことが最も有効な手段である」と説明。医療関係者は単にマイナ保険証の推進に反対しているのではなく、日常診療に大きな影響を与えているからこそ、現行の保険証の存続を望んでいることを訴えた。

参加した記者からは、現行の保険証が廃止されることでの具体的な問題点や資格確認書の役割について尋ねられ、林会長は「9月時点のマイナ保険証の利用は全国で約13.8%と非常に少ないにもかかわらず、資格確認システムの不具合が頻発している状況。資格確認ができずに受付で長い列が発生したり、負担割合の訂正で業務が煩雑化したりしている。現行の保険証を担保として残さなければ、更なる混乱は避けられない」と回答。「保険証を残せば解決する問題であり、資格確認書はその代わりにはならない」と強調した。さらに周知方法についても「メリットばかりをPRした内容で、トラブルが起こった場合の対処に関する周知はほとんどしていない。マイナ保険証の登録解除ができることについても周知しておらず、総じて政府の広報は不十分である」と苦言を呈した。

最後に、医療のDX化には反対していないが、トラブルの根本的な解決がないまま現行の保険証を廃止することが問題であり、医療現場の混乱を防ぐために現行の保険証の存続を求めていることを改めて訴え、会は終了した。

協会では引き続き、医療現場の負担軽減や患者が受診しやすくなるようなシステム改善が必要であることを政府に要請していきたい。

資格確認方法が多様化

12月2日保険証“新規”発行終了

12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了する。保険証は最大1年間利用できるが、今後はマイナカードでの受診が増えることが見込まれる。患者の資格確認を行う種類(下表)と、対応方法のフロー(3面)をまとめた。

患者がマイナカードと保険証を紐づけているかによって、確認方法が異なる。マイナ保険証を持っている患者で、何らかの理由で資格が確認できない場合はさらに確認方法が分岐することとなり、

医療機関の対応が煩雑になることが容易に想像される。

資格確認ができなかった場合の対応の最終手段として、「被保険者資格申立書」がある。「保険種別」「保険者等名称」「事業所名」「一部負担金の割合」などを患者に記入してもらう方式であり、患者によっては記載できないケースも想定される。国保・社保のいずれに請求するかが特定できなかった場合は、「各医療機関の判断でいずれかに請求する」との事務連絡(右二次元コード参照)が出されているが、混乱を招くことは必至だ。

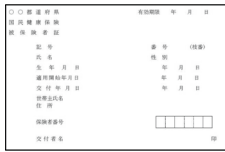


厚労省
事務連絡

種類	概要
<p>健康保険証</p>	<p>【対応可能な医療機関】全ての医療機関 【対象】全ての被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> 有効期限内であれば、2025年12月1日まで利用可能。
<p>資格確認書</p>	<p>【対応可能な医療機関】全ての医療機関 【対象】①マイナカードを持っていない被保険者、 ②マイナカードを保険証と紐づけていない被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則申請によらず対象者に交付される(2024年12月時点)。
<p>マイナ保険証</p>	<p>【対応可能な医療機関】オン資導入済み医療機関 【対象】マイナ保険証の保有者</p> <ul style="list-style-type: none"> 顔認証、暗証番号入力、目視確認のいずれかの方法で確認。
<p>マイナカード + 資格情報のお知らせ</p>	<p>【対応可能な医療機関】全ての医療機関 【対象】マイナ保険証の保有者</p> <ul style="list-style-type: none"> オン資を導入していない医療機関、停電やカードリーダーの不具合等でオン資ができない場合は、マイナカードと併せて提示することで保険診療が可能となる。 被用者保険は2024年9月以降、市町村国保は保険証の期限が切れるタイミング、それ以外の保険は2024年12月2日以降に交付される。
<p>マイナカード + マイナポータル</p>	<p>【対応可能な医療機関】オン資未導入、不具合でマイナ保険証が読み取れない等の医療機関 【対象】マイナ保険証の保有者</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者のスマホでマイナポータルの「医療保険の資格情報」を確認する(ダウンロードしたPDFを確認することでも可能)。 オン資を導入していない医療機関、停電やカードリーダーの不具合等でオン資ができない場合は、マイナカードと併せて提示することで保険診療が可能となる。
<p>マイナカード + 被保険者資格申立書</p>	<p>【対応可能な医療機関】全ての医療機関 【対象】マイナ保険証の保有者</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格確認が行えない場合、患者が記載した負担割合等に基づき請求する。

A 全ての患者

健康保険証



※有効期限内であれば、2025年12月1日までの間、健康保険証の券面を確認することで資格確認を行える。
※後期高齢者は最大2025年7月末まで有効。

B マイナカードと保険証を紐づけている患者

マイナ保険証

※マイナカードの電子証明書は5年毎に更新が必要

「資格(無効)」、「資格情報なし」と表示された
又は
機器不良等のトラブルで
資格確認できない

1. 健康保険証
OR
2. 資格情報のお知らせ
OR
3. マイナポータルの資格情報画面
(ダウンロードしたPDFでも可)

患者が左のいずれも提示できない

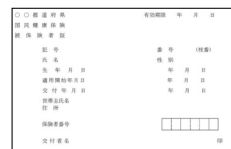
(過去の受診歴等をもとに請求できる場合) 資格情報の変更がないことを口頭確認

OR

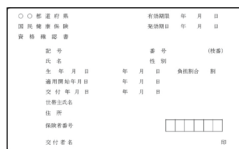
被保険者資格申立書に患者が記入

C マイナカードを持っていない、マイナ保険証を登録していない、登録解除をした患者

健康保険証



資格確認書



※2025年7月末以前に保険証が失効する後期高齢者は、マイナ保険証を持っていても資格確認書が交付される。
※資格確認書の期限は最大5年間で、期限は保険者によって異なる。原則自動的に交付されるが、保険者によっては、マイナ保険証を持っていない被保険者に対しても、申請を求めている場合がある。

マイナカードの有効期限は10年間だが、資格確認に必要な電子証明書は5年毎に更新が必要。2024年12月より、電子証明書の有効期間満了日から3カ月間は、引き続き資格確認を行うことができる。また、満了日から一定期間を過ぎた後も更新が行われない場合は、資格確認書が自動的に交付されることとなる。

マイナ保険証のない患者の場合、有効期限内の保険証か、資格確認書のいずれかで資格確認を行うこととなる。資格確認書は最大5年間有効とされており、国の方針では少なくとも1回は自動で交付されることとなっている。国保の資格確認書の交付について、協会も加入している「『保険証をのこして』ネットワークふくおか」が、県内の自治体に対して行った調査によると、全自治体が「マイナ保険証の登録をしていない被保険者に対し、申請無しで自動で交付する」と回答した。

社保の資格確認書の交付について、協会けんぽはマイナ保険証の登録をしていない被保険者に対し、申請無しで自動で交付する扱いとしている。しかし、保険者によってはマイナ保険証の登録を

してなくても、資格確認書の交付には申請が必要としている場合があるためご注意ください。

厚労省は資格確認方法について患者向けの周知リーフレット(右二次元コード)を案内しているが、「不具合などでマイナ保険証による受付が上手くいかなくても、自己負担10割でなく、これまで通りの自己負担額です」と記されている。医療機関が全額自費で徴収すれば患者とのトラブルを招きかねない(11月22日時点で、全額自費徴収を認めない旨の通達はない)。全国保険医団体連合会は、保険証でも受診できる事を啓発するポスターを作成しており、保団連HPからダウンロードできる。



[厚労省患者向けリーフレット](#)



保団連ポスター



[ダウンロードはこちら](#)

北九州支部講演会 遺族年金の仕組み と事例紹介

北九州支部では講演会として「遺族年金の仕組みと事例紹介」を開催し、会場参加及びWEB参加併せて計29名が参加した。講師は、内山貴博氏(内山FP総合事務所株式会社代表取締役)が務めた。



講師の内山貴博氏

公的保障として準備されている年金制度は、ほぼ全国民が関わるものでありながら、その仕組みは複雑であり、全てを理解することは難しい。また、近年現役世代の間では、老後の年金はもらえなくなるという認識が強くなり、年金制度そのものに対して異議を唱える声も少なくない。

今回はそんな年金制度についての説明と、事例を踏まえた活用法などをお話しいただいた。

以下、講演の内容を紹介する。

年金、と一言でいうと、多くの人がイメージするのは老後にもらえる年金のことではないだろうか。日本の年金制度は「老齢年金」「障害年金」「遺族年金」と3種類あり、特に遺族年金を知るうえでは、まず老齢年金について学び、その違いを理解する必要がある。老齢年金は原則誰もが受給可能な国民年金と、会社員などが保険料を納めた期間や報酬額に比例して、国民年金に上乗せでもらえる厚生年金の「二階建て構造」になっている。

一方、遺族年金は基礎年金と厚生年金がそれぞれ独立している制度のため、該当すればどちらからも給付を受けられる。遺族基礎年金は、18歳未満の子のある配偶者、もしくは子が受給できる制度で、給付額は決まっている。対して遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者であること(短期要件)、もしくは受給資格期間が25年以上あること(長期要件)のどちらかが必須条件となり、死亡した人に生計を維持されていた「配偶者または子」、「父母」、「孫」、「祖父母」が受給できる。これらの受給可能な年齢には一部制限があるため注意したい。

遺族厚生年金の短期要件では、老齢厚生年金と同じく被保険者月数に応じて給付額が変わるが、300月に満たない場合は300月として計算する。その他にも、夫を亡くした40歳以上の妻が、遺族基礎年金の受給要件を満たさない場合、その後本人が65歳を迎えるまでの間「中高齢寡婦加算」を受けられる等、比較的手厚い保障が準備されている。しかし、実際に家族を亡くした遺族が即座

に気持ちを切り替えて日常生活を送れるものだろうか。手厚いとはいえ、年金だけでは生活を続けていくには心許ない。貯蓄や生命保険を活用するなどして、家族に生活費を遺す手段を複数確保しておくことも大切である。

また、近年若者を中心に年金は払い損になるとの考えから保険料を滞納するケースが見られる。年金は老後に受け取るものだと思うがちだが、保険料を滞納していると、事故や病気で介護状態になった時や万一の時に国からの保障が受けられなくなってしまう場合があるため注意が必要だ。年金は老後の支えになるだけでなく、介護状態の方や遺族の生活を守るためのものでもあるため、いざという時のためにも今から年金制度と向き合っていくことが重要である。

参加者からはわかりやすく整理できたという声や、あまり詳しく知る機会がなかったことをまとめて聞くことができて良かったという好評の声が寄せられ、充実した講演会となった。

経税部講演会

医療機関で使える助成金・ 補助金の最近の話題

経税部は講演会「医療機関で使える助成金・補助金の最近の話題」を開催し、会場・WEB参加併せて67名が参加した。講師は、松代和也氏(株まつしろビジネスコンサルティング 代表取締役 中小企業診断士)が務めた。以下、講演の内容を紹介する。

まず、松代氏は補助金と助成金についての違いを説明した。補助金は、新しい事業を行ったり新規設備を導入したりする場合に、公募期間内に応募し認められた計画が採択された場合のみが支給の対象となる制度で、助成



講師の松代和也氏

金は、従業員の雇用や教育など、採用や育成に関して一定の条件を満たすことで必ず支給される制度であると話した。また、補助金では主管が経済産業省等になることが多いため親和性の高い中小企業診断士の有資格者、助成金では主管が厚生労働省になることが多いため弁護士や社会保険労務士といった専門職が担当分野になる。制度によって分野が異なるため、申請・検討を考えている医療機関は各専門職への相談・確認をしていただきたいと強調した。

経済産業省の中小企業向けの5大補助金として

は①ものづくり補助金②持続化補助金③IT導入補助金④省略化補助金⑤事業承継引継ぎ補助金が挙げられる。医業としては、③、⑤が活用できると説明された。IT導入補助金で導入できる製品の一例としては電子カルテ、レセコン、再来受付機、レジなどが対象となるが、ITツール及び購入先は事前に登録されたものからしか選ぶことができない「カタログ型」のため種類が限定される。また補助金の主な注意事項としては、交付決定後に契約、導入、支払をすることや、補助金で取得した財産の処分(譲渡、廃棄など)には制限があることが紹介された。

次に医療機関で使える助成金について、働き方改革推進助成金、業務改善助成金、キャリアアップ助成金の3種類を紹介した。各助成金の種類・目的は次の通りである。

働き方改革推進助成金は、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備の取り組みを支援する。業務改善助成金では、事業場内で最も低い賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する。キャリアアップ助成金は、有期雇用・短時間・派遣労働者といった「非正規雇用の労働者」の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものであると説明した。

参加者からは各補助金・助成金について、支給申請の流れや具体例を理解できて分かりやすかったとの声が寄せられ、大変有意義な講演会となった。今回の講演会の様子は、保険医協会ホームページにて会員限定で公開中である。

協会会員のためのサイバー保険団体制度

サイバープロテクター

サイバー攻撃の対応費用を手厚く補償!

※詳しい補償内容やお見積りのご依頼については保険医協会共済部までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福岡県保険医協会 共済部
TEL: 092-451-9025 FAX: 092-451-6642

～新入会歓迎懇談～

新入会者の不安払拭を

保険医協会組織部は11月2日、新入会歓迎懇談会を八仙閣本店で開催し30名が参加した。



新入会歓迎

会場の雰囲気

懇談会は近年保険医協会に入会した会員を対象に、新入会者間の交流や役員との交流を目的に初めて開催した。

斉東哲浩組織部長が司会を務め、林裕章会長の挨拶、大串康之部員の乾杯で開会し、新入会員それぞれから自己紹介をした。参加者は全員開業医であり、「新規個別指導が心配で入会した」、「継承して引き続き入会した」など様々な入会動機や自院の診療内容などを紹介した。

新入会歓迎懇談会では、事前に日々の診療で悩んでいることや他の先生に聞いてみたいことを募集し、質問コーナーを設けて、役員や参加者から回答がなされ情報共有をした。新入会員からは「患者さんが増えた際にカルテや紹介状の作成をどのように効率よく対応しているか」、従業員との付き合い方、新規個別指導の相談、内科で算定すべき点数、加入した方がよい保険など、診療に係るものから生活に係るものまで多くの質問が寄せられ、役員から自身の経験に基づき、その場所でのみの回答が多くなされ大変充実した懇談会となった。

最後には山本洋介副会長から「これからも何かあったら協会を頼ってほしい」と挨拶があり閉会した。

開業医は孤独です。保険医協会はこれからも医師が孤立しないように新入会歓迎懇談会を開催するなど、頼れる協会になるよう努めていきます。是非ご利用ください。

貴院の医療事務部門のために



レセプト作成から入院事務処理まで

- ① 保険請求事務の委託
月末月始のレセプト作成、算定点数業務
- ② コンピュータによる医療事務
手書きからコンピュータによる請求事務への切り替え
● 新規開院や病・医院経営の改善向上に必要なご相談etc.
- ③ 病・医院職員教育
当社より定期的にお伺いし、保険請求事務の指導を行います。
- ④ 外来受付及び入院事務処理
外来及び入院事務処理を、当社より出向社員で行います。

経費削減、煩わしい労務管理から解放

- ① 経費が大幅に節減されます。(余分雇用、超勤手当等)
- ② 脱落請求を未然に防ぎ、返戻等を避けられます。
- ③ 受付事務等で急に手不足の場合にお役に立ちます。
※私どもは業務の性格上秘密厳守を第一条件といたしております。

株式会社 **医療事務研究会**
お問い合わせは ☎ (092)711-1577(代)
福岡本社 / 福岡市中央区天神3丁目4番7号天神旭ビル6F
事務局 / 久留米・佐賀・熊本

福岡支部 新規開業医のための お悩み相談会

10月25日、福岡支部主催の「新規開業医のためのお悩み相談会」を協会会議室およびオンラインによるハイブリッド形式にて開催しました。

福岡県下の開業から3年以内の会員・未入会の先生に案内を行い、2院所・2名、福岡支部からは幹事4名が参加しました。今回は近年の労働単価上昇、求人を出せども入職希望者が少ないなどの問題を背景に、ミニレクチャーとして「人材確保・人材定着のポイント」と題し、アイリレイト社会保険労務士事務所の社会保険労務士の松本行央(まつもとゆきお)氏より講演をたまわりました。ハローワークに出す求人掲載のポイント、面接時のポイント、入職時の労働条件通知書の重

要性などを具体的に解説いただきました。今後、医院を軌道に乗せ、持続的な医療を提供していくためには、職員の働きは不可欠であり、そのベースとなる労働環境の整備が大切であるということを感じました。その後のフリートーキングでは活発な議論がなされました。職員問題、新規個別指導に関する事など、具体的に有意義な内容となりました。



講師の松本行央氏

この会は福岡支部主催で、年に2回開催していますので、今回参加できなかった会員の方も次回は参加してみてください。また、医院経営をする上で大変ためになる内容ですので新規開業医のみならずベテランの先生方も是非参加してみてください。有益な情報満載の会合です。

(福岡支部幹事 小川明臣)

筑後支部会員例会特別懇親企画 イタリア料理と ワインに舌鼓

10月11日、筑後支部オープン幹事会、懇親企画としてイタリア料理とワインを楽しむ会&ソムリエDr.(戸次史敏先生)によるミニワイン講座が行われました。会場は西鉄久留米駅近くのビストロイイダで、幹事および会員、事務職員参加でした。

講座はワインの歴史、生産国、醸造方法(白、赤、シャンパン)、寒冷地のワイン(ドイツ)、温暖地のワイン(スペイン)、代表的なブドウ品種の特徴と生産地、テイスティングについて(白、赤)、当日のワイン(イタリアワイン)の紹介でした。

ワインの起源はフランスではありません。「ギルガメシュ叙事詩」の中に、紀元前6000年頃、メソポタミア文明として知られるチグリス・ユーフラテス川の河口に住んでいた古代民族メシュール人によって「ワインが造られた」記述があり、この領域がワインの発祥地とされています。講座



乾杯の風景



T-Boneの炭火焼

の間にはビストロイイダのイタリア料理が生まれ、その内容はレンズ豆と豚頭のマスタード和え、和栗のスープ仕立てと魚介のサラダ、チェリソーとアスパラガスのラグーンソース、森のキノコと秋トリュフのリゾット、アイルランド産T-Boneの炭火焼き(僕は骨にかぶりつきました)、ボネ(ピエモンテ州のチョコレートプリン)、チャンベリーニ(お茶菓子)と盛りだくさん、とてもおいしかったです。イタリアワインの泡、白、赤2本で軽く、しかも深みのあるものでした。

いつもの幹事会とは違い、参加された会員、幹事の方々も戸次先生の講座とビストロイイダの料理を十分に楽しんでいただけたと思います。

今後もこのような企画を立て会員の親睦を図り支部を充実していきたいと思っております。

(筑後支部 代表幹事 田中政治)

X線装置及びX線管理に関するご相談承ります

- ・放射線漏洩線量測定
- ・X線装置に関する届出書作成
- ・個人被曝線量バッジ
- ・その他X線管理に関するご相談

*レントゲン装置及び院内機器の解体、撤去、廃棄作業のご相談承ります。

FR株式会社富士レントゲン

代表 福田 一昭

〒587-0048 長崎県佐世保市西大久保町5-2

TEL 0956-25-5079 Fax 0956-25-5016

【第47回】 労務問題 Q & A



福岡県社会保険労務士会
医療労務コンサルタント 阿野 貴子

台風等の自然災害による 休業と休業手当について

質問 8月末に台風が接近したとき、Aさんの働いている事業所は、「事業所は営業しますが、公共交通機関が運休となった場合や通勤が困難な場合、また通勤が危険と従業員ご自身が判断した場合は、無理せず休んでよいです」といわれました。Aさんは、公共交通機関が運休し出勤できませんでした。この場合、休業手当は支払われますか？

また公共交通機関が運休となり、タクシーを利用して出勤した場合、タクシーの料金は事業所で負担してもらえるのでしょうか？

お答えします 上記のケースでは、事業所は営業しているため、公共交通機関の運休により通勤できなかったとしても、事業所には使用者として責めに帰すべき事由がないので、休業手当は支払われません。事業所が休業するか、営業するかを事前に判断し、労働者に指示することで、休業手当の支払い義務は変わります。

○ノーワーク・ノーペイの原則

「賃金」は、使用者が従業員に対し、労働の対価として支払うものです。よって、従業員が働かなかった日については、原則として賃金を支払う必要はありません。しかし、これには例外があり、その一つが、従業員が働かなかった原因が「使用者の責めに帰すべき事由」による場合です。

○使用者の責めに帰すべき事由による休業

使用者の責めに帰すべき事由による休業とは、事業所側の都合で従業員が就業できなかったことをいいます。使用者の責めに帰すべき事由による休業に該当する場合、使用者は、従業員に対し、平均賃金の100分の60以上の休業手当を支払わなくてはなりません(労働基準法第26条)。「使用者の責めに帰すべき事由による休業」には、不可抗力によるものは含まれないとされています。

○台風等による休業が不可抗力にあたるかの判断

下記の場合、台風等による休業は、不可抗力によるものと評価され休業手当の支給は不要となります。

①台風等により会社の施設や設備が直接的な被害を受け、営業できないとき

②依存度の高い取引先が台風等の被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となり営業ができないとき

③鉄道・道路などが台風等により被害を受け、他の輸送経路なども選択できず原材料の仕入、製品の納入等が不可能となり営業ができないときなど

※就業規則などにより自然災害による休業を特別休暇としている事業所は、賃金を支払う義務がありますのでご注意ください。

○台風等により労働者が出勤できなかった場合

台風等により公共交通機関が運休したため従業員が出勤できなかった場合は、外部的要因であり、一般的には不可抗力によるものとして考えられることから、使用者の責めに帰すべき事由には該当せず、かつ、使用者の経営管理上の責任ともいえないことから、休業手当の支払い義務は生じないものとされています。しかし、出勤可能な従業員にまで命じた休業については、不可抗力に当たらず、使用者の責めに帰すべき事由による休業となります。

また、休業は命じていないものの安全などを考慮して従業員の判断で出勤しなかった場合は、通常の欠勤と同様であり、使用者は賃金を支払う必要はありません。

※就業規則などにより自然災害による欠勤に対して賃金を支払うこととしている事業所は、賃金を支払う義務がありますのでご注意ください。

○台風で公共交通機関が運休をしており、従業員が自身の判断でタクシーを利用して出勤した場合

また、台風等で会社に申請した通常の通勤手段とは異なる手段で通勤する際にも就業規則等に支給が定められているのであれば、それに従って支払いが必要になります。

しかし、就業規則等に定めがないのであれば、通常申請している通勤手当以外に支払う必要はありません。ただし、就業規則等に定めがなくとも、このような台風等の突発的な場面において過去から継続的にタクシーの利用を認めて支払っているような事実がある場合に、それが一定のルールとして取り扱いがされる為、支払い義務が生ずる可能性があります(労使慣行)。

休業手当の支払いなど労務管理に関する内容についてご不明な場合は、社会保険労務士にご相談ください。

労務相談のご相談は

TEL 092-414-4864 (無料)

福岡県社会保険労務士会 迄

受付時間：火曜日・木曜日：12時～18時

第1土曜日・第3日曜日：10時～16時(臨時休業あり)

共済部便り

秋の共済普及期間
ご協力の御礼

この度は、9月1日～10月25日の秋の共済制度普及期間において、会員の先生方にはご理解とご協力を賜り有難うございました。

今回、保険医生命保険は24名の先生に新規加入のお申し込みをいただき、増額も含めますと保険金で15億9,500万円のお申し込みをいただきました。介護保障特約につきましても、ご本人様、配偶者様あわせて41名にお申し込みをいただいております。お申込みいただきました先生方に心より御礼申し上げます。

保険医年金におきましても春の普及期間に続き新規、増口のお申し込みをいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

今後も先生方を支える共済制度として運営の充実を図って参る所存です。倍旧のご厚情を賜りたく、お願い申し上げます。

休業保障共済保険、団体医師賠償責任保険、サイバープロテクター(サイバー保険団体制度)、集団自動車保険は現在申込受付中でございますので、お気軽に協会事務局までお問合せください。

～保険医生命保険ご加入の皆様へ～

今回、お手続きいただきました保障の効力発生日は2025年1月1日となります。なお、保険料は、12月より毎月25日(休日のときは翌営業日、初回保険料12月25日)にご指定の口座から自動引き落とし致します。前日までに引き落とし口座へ

のご入金・並びに残高のご確認をお願い申し上げます。領収書は、発行致しませんのでご了承ください。

初回の保険料(2025年1月分)が未納の場合は契約が成立致しません。初回保険料引き落とし以降も、保険料が2カ月未納の場合は失効し、制度からの脱退となりますのでご注意ください。

加入者証(被保険者票)につきましては、2025年3月初旬から中旬に郵送でお届けする予定です。

保険医生命保険は、5歳毎(但し、71歳からは毎年)に保険料のランクを設けております。既加入者で2025年1月1日現在、保険年齢が36歳、41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、66歳、71歳～80歳の先生・配偶者様につきましては、9月にご連絡しておりますとおり、適用される保険料のランクが変更になります。

当制度の生命保険料控除証明書は、ご希望の先生のみにお送りしておりますが、一度お申し出いただきますと翌年以降は毎年11月初めにお送りしますので、ご希望の先生は当会事務局までご連絡ください。

～保険医年金にお申しいただきました皆様へ～

月払い掛金は、12月より毎月25日(休日のときは翌営業日、初回保険料12月25日)にご指定の口座から自動引き落としいたします。一時払い掛金につきましては、お申込みの先生方に、12月初旬にお振込みのご案内をお送りしますので、期日までにお振込みのほどお願いいたします。

医療保険対策部便り

12月に気をつけたい点数

12月からの要件変更や12月末までの経過措置など、次の3つの点数の取扱いにご留意ください。

医療情報取得加算

12月から点数・要件が変更

12月2日の現行の保険証新規発行終了に伴い、マイナ保険証の利用有無をベースとした医療情報取得加算の点数設定が変更された。12月1日以降、マイナ保険証の有無にかかわらず要件を満たせば「1点」を算定することとなる(下表参照)。

医療情報取得加算(12月1日以降)

所定点数	加算点数	算定回数	診療情報取得方法に係る主な要件
初診料	加算(1点)	月1回	オン資に限らず、患者の診療情報を取得等した場合
再診料・外来診療料	加算(1点)	3月に1回	

外来感染対策向上加算 再届出を
経過措置は12月末まで

外来感染対策向上加算の経過措置が12月末で終了する。2024年3月時点で外来感染対策向上加算を算定していた医療機関で、来年1月以降も加算を引き続き算定する場合は、福岡県と医療措置協定を締結後、九州厚生局に再届出を行う必要がある。まだ再届出をしていない医療機関は、ご注意ください。

医療DX推進体制整備加算

初診往診で算定可 疑義解釈で明示

11月5日、厚労省の疑義解釈(その14)で、初診往診時にも医療DX推進体制整備が算定できることが明示された。

この間会員医療機関からは「初診料算定時に往診料を算定する場合、加算は算定できない」の理由で査定されたとの相談が寄せられていた。査定された場合は再審査請求をしていただきたい。